

■保育園で流行しやすい感染症

病名	出席停止期間・登園のめやす	登園するときに必要な書類	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	意見書 ※医師が記入	
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化してから		
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス感染症	主な症状（発熱、目の充血等）が消失した後、2日を経過してから		
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）		
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで		
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること		※溶連菌感染症は医師の判断による
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による ※6月～10月のみ意見書が必要		
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから		園が独自で作成した罹患報告書
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過してから		
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	登園届 ※保護者が記入	
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと		
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
水いぼ	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆すること		
带状疱疹しん	すべての発疹がかさぶた化してから		
アタマジラミ	駆除を開始していること		

※保育園で預かれる薬・・・中耳炎の薬もしくは溶連菌感染症の薬のみになります。（薬服用依頼書必要）

お薬を処方される場合、なるべく朝・夕2回にしてもらうようにお願いします。